

阪南市公共施設清涼飲料水自動販売機設置事業者募集

入札実施要領

本市では、清涼飲料水の自動販売機を市内の公共施設に新たに設置し、運営する事業者（以下「設置事業者」という。）の入札を実施します。

公共施設における自動販売機設置事業者を競争入札により決定することで、施設利用者等の利便性と市民サービスの向上を図るとともに、市有財産の有効活用と市の収入確保を図ることを目的とするものです。

1 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り入札に参加することができる。

- (1) 本市内に営業所もしくは、事務所を置いている法人、又は大阪府内であって、堺市以南に営業所もしくは、事務所を置いている法人で申込時から過去2年以上自動販売機による販売実績がある者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (4) 法令等により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (5) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。
 - ①成年被後見人。
 - ②民法の一部を改正する法律（j11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者。
 - ③被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。
 - ④民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。
 - ⑤営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。
 - ⑥破産者で復権を得ない者。
- (6) 阪南市暴力団排除条例（平成25年施行）第2条第1号から第3号までに該当しない者。

2 入札参加申込書類の配布・質疑応答

期 間：令和元年8月6日（火）から配布を開始（本市ウェブサイトにも掲載）

場 所：阪南市役所 総務部 行政経営室

質疑方法：質疑は、応答先を明記の上、簡潔に質問内容を箇条書きにした書面を提出により行うものとする。ただし軽易なものは口頭でも可とする。応答は、書面にて行う。

ただし軽易なものは口頭で行う。

質疑受付：令和元年8月21日（水）午後5時まで

3 入札参加申込の受付

期 間：令和元年8月6日（火）から8月27日（火）まで（土、日、祝日を除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで

受付場所：阪南市 総務部 行政経営室

提出方法：持参に限る

4 提出書類一覧

	書 類 名	備 考
1	入札参加申込書	(様式第1号)
2	入札参加証	(様式第2号)
3	印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）	原本
4	誓約書	(様式第3号)
5	自動販売機設置運営実績調書	(様式第4号)
6	入札使用印鑑届	(様式第5号)
7	委任状	(様式第6号)
8	1-(4)にかかかる許認可等の免許の写し	法令等により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許の写し
9	身元証明書（個人事業者の場合） 現在事項全部証明書（法人の場合）	写し（市町村が発行するもの） 原本（法務局発行のもの） （発行後3ヶ月以内のもの）
10	納税証明書（写し可） (1)個人の場合 (2)法人の場合 ※市外の場合 （法人税と消費税及地方消費税の証明）	(1)市民税、固定資産税 (2)法人市民税、固定資産税 ※法人は納税証明書その3-3 個人はその3-2を提出
11	市税について未納の税額がない証明 （発行後3ヶ月以内のもの）	個人市民税、法人市民税、固定資産税

5 入札方法等

(1) 入札日時

令和元年9月5日(木) 午前10時00分から

※入札時間に遅れた場合は入札に参加することができない。

(2) 入札場所

阪南市役所 別棟 第2会議室

(3) 持参物

①入札参加証 ※様式第2号

②入札書

③入札使用印鑑(代理人により入札しようとする場合は、委任状に押印されている代理人の使用印鑑)

④筆記用具

(4) 入札の方法

①入札室への入室は、1入札参加者につき1名とする。

②入札参加者は、設置を希望する物件ごとに**1年間の金額**を入札書に記載する。

③代理人が入札するときは、入札書には代理人(所在地、名称、氏名)を併記し、代理人の押印をもって入札すること。入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人となることができない。

(5) 落札者の決定方法

①開札は、入札締め切り後、入札者の面前において開札し、阪南市が設定する物件ごとの最低使用料以上、かつ最も高い金額の入札をもって落札者を決定する。

②同一金額の入札者が2者以上あるときは、ただちにくじ引きにより決定する。くじ順は申し込みの受付番号の小さい順とする。該当者はくじ引きを辞退できない。

(6) 落札者(設置事業者)の発表及び公表等

開札後ただちに落札者名及び落札金額を発表する。

後日、本市ウェブサイト等で公表する。

(7) 落札者(設置事業者)の決定の取り消し

落札した業者が正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続きをしなかった場合は、落札者に対する設置事業者としての決定を取り消す。

(8) 落札者(設置事業者)決定取り消し後の取扱い

上記(7)の場合、次に高い金額を入札した者を落札者とし設置事業者として決定する。この場合、前記(5)「落札者の決定方法」を適用する。

(9) 公正な入札の確保

入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めること。また、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。入札参加者は、この実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。また、不穏当な言動等により正常な入札

の執行を妨げ、他の参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。入札に際して、談合その他不正行為を行ったと認められる者及び正当な委任を受けていない代理人又は委任状を持参しない代理人は、入札に参加することができない。

(10) 設置後の許可取り消しについて

使用許可の取り消しにより自動販売機が撤去された後の当該施設の新たな自動販売機設置事業者の選定については、次に高い金額を入札した者と協議の上、設置事業者として決定できるものとする。ただし、前記(5)「落札者の決定方法」を適用する。また、設置期間は当該施設の入札時の条件を適用する。

6 落札後の事務処理について

落札者（設置事業者）に決定した者は、令和元年9月17日（火）までに、各施設へ下記の書類を提出して使用許可申請の手続きを行うこと。

- ①行政財産使用許可申請書（阪南市指定用紙：令和元年10月1日からの許可を申請）
 - ②設置場所の図面（設置仕様書の図面を加工するか、担当所管課から提供を受けること）
 - ③設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）
 - ④販売品目一覧表（施設によっては、担当所管課との協議が必要となる）
 - ⑤搬入計画書（搬入経路、及び主に使用する搬入車両の車両登録番号[自動車検査証を添付]）
- 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

7 自動販売機の設置条件等

(1) 入札物件

入札物件は、下記物件一覧表及び別添物件調書及び仕様書のとおり。

物件番号	施設名称	所在地	設置場所 (物件調書参照)	指定管理
※1	市役所（駐車場）	阪南市尾崎町 35-1	屋外	—
※2	市役所（別棟）	阪南市尾崎町 35-1	屋内	—
3	清掃庁舎	阪南市尾崎町 532	屋外	—
4	保健センター	阪南市黒田 263-1	屋外	—
5	学校給食センター	阪南市箱作 2316	屋外	—
6	桃の木台西住民センター	阪南市桃の木台五丁目 9-9	屋外	○
7	桃の木台東住民センター	阪南市桃の木台三丁目 8-1	屋外	○
8	桃の木台南住民センター	阪南市桃の木台七丁目 1-9	屋外	○
9	尾崎住民センター	阪南市尾崎町一丁目 10-7	屋外	○
10	箱作西住民センター	阪南市箱作 1619-1	屋外	○
11	鳥取三井住民センター	阪南市鳥取三井 3-4	屋外	○

※物件番号1と物件番号2については、災害対応型自動販売機とする

(2) 使用許可期間

使用許可期間は令和元年10月1日から令和2年3月31日までとする。ただし、設置の必要性や利用者の利用状況を勘案して支障がないと本市が判断した場合は1年ごとに使用許可を更新することができる。なお、更新については、本市が附した許可条件等を前提として令和3年度末(令和4年3月31日)までを限度とする。

(3) 設置使用料

落札者(設置事業者)が入札した額を1年間の使用料とし、本市(各自動販売機設置箇所の所管課)が発行する納入通知書により、指定する期限までに当該年度分を全額納入するものとする。

ただし、初年度分は令和元年10月1日から令和2年3月31日までの6か月分とする。

(4) その他必要経費等

①自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電気引込工事、電力使用量計測用子メーター設置費等を含む。)、移転費、管理、電気使用料等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

②①のうち、電気使用料は、設置事業者の負担により使用量を計る子メーター(計量法に基づく検査に合格した有効期間内のものに限る。)を設置の上、子メーターの使用量に基づき、市が発行する納入通知書により、指定期日までに納入するものとし、次式により算出する。

【計算式】			
月額電気料	=	子メーターの直結する親メーター によって計算される月額電気料金	×
			$\frac{\text{子メーターの表示する月間消費電力量}}{\text{子メーターの直結する親メーターが表示する月間消費電力量}}$

(5) 設置方法等

自動販売機は、日本工業規格自動販売機据付基準(JIS B 8562-1996)、自動販売機据付基準(2008年策定版)及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、物件調書ごとの設置場所位置図に示した場所及び設置可能範囲内に容器回収ボックスとともに設置し、転倒防止のため原則としてアンカーボルト固定を行うものとする。設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具(アンカーボルトを含む)について市の承認を受けること。

(6) 使用許可上の制限

使用許可期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。

- ①使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ②使用期間中に入札参加資格要件にかかる許認可等の取消しを受けた場合は速やかに自動販売機を撤去し、本市の指示に従うこと。
- ③自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

- ④販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市の指示に従うこと。
- ⑤販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の清涼飲料水で、缶若しくはペットボトル等密着式の容器とし、紙コップでの販売は認めない。また酒類の販売は行わないこと。
- ⑥標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(7) 維持管理責任等

次のことを遵守すること。

- ①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス（ごみ袋付き）を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機全面に故障時等の連絡先を明記すること。
- ③設置事業者は売上を毎月記録し、その報告を3ヵ月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の15日までに、売上報告書（任意様式）を本市に提出すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに自動販売機を撤去し、原状回復すること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を本市に請求することはできない。

(9) 使用許可の取り消し

- ①次のいずれかに該当する場合は、設置許可を取り消すものとする。
 - ア 公用又は公共の用に供するため必要となった場合
 - イ 設置許可の条件に違反する行為があると認める場合
 - ウ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
 - エ 設置事業者が自己都合により自動販売機の撤去を申し出た場合
- ②上記①のイからエまでの場合、既に納めた使用料は還付しない。また、取消しにより生じた損失については、その補償を求めることができない。
- ③上記①のイからエまでの場合、全ての自動販売機の設置許可を取り消すものとする。

(10) その他

- ①設置事業者は、設置した自動販売機の本体及び付違反器属品が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を本市に請求することができない。
- ②衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届け出、検査等が必要な場合は設置事業者が遅滞なく手続き等を行うこと。
- ③自動販売機等の設置に関し、第三者に与えた損害についての一切の責任は、設置事業者が負うこと。